

能代市農山村における再生可能エネルギー基本計画

1. 農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山村の活性化に関する方針

能代市は、秋田県北西部に位置し、北は世界自然遺産の白神山地、西は日本海に面し、東は出羽山地の森林地帯を擁し、その間を流れる米代川の両岸には約7,610ヘクタールの耕地が広がり、下流には市街地が形成されております。

本市の農業経営は米が主体ですが、野菜の生産も盛んです。米の収穫量は約26,300トン。野菜は「ねぎ」「みょうが」「山うど」「キャベツ」「アスパラガス」の生産が盛んで、「秋冬ねぎ」の指定産地にもなっており、近年は「白神ねぎ」の名称で首都圏等への出荷が盛んです。

近年、地球温暖化による影響が深刻化しており、世界共通の課題として一丸となって対策に取り組むことが必要です。その原因とされる温室効果ガス削減の対策として有望視されているのが、再生可能エネルギーであり、世界的にも導入が進められています。国内でも、2050年に向け再生可能エネルギーの主力電源化を目指すとしています。

再生可能エネルギーは、そのエネルギー源が自然由来であり、それぞれの特性に応じた適地を選定する必要がありますが、良好な風が吹く本市は、風力発電の適地であり、2001年（平成13年）以降導入が拡大しています。本市において、再生可能エネルギーの導入を促進することにより、洪水や干ばつ等の発生や砂漠化、海面上昇の抑制につながり、地球温暖化対策への貢献が期待されます。

また、風力発電所等の再生可能エネルギー設備の導入には、大きな設備投資がともない、その建設及びメンテナンス等に係る経済波及効果が見込まれます。市では、2013年（平成25年）に再生可能エネルギー導入に関する戦略的な方向性を示した「能代市再生可能エネルギービジョン」を策定し、再生可能エネルギーの積極的な導入拡大、関連技術の開発促進、関連産業の支援等に取り組んできました。

その中でも、2016年（平成28年）に建設された、地元企業とともに本市も出資している「風の松原風力発電所」は、17基、39,100kWの大規模発電所であり、資金調達に市民ファンドが導入され、市民への利益還元が図られているほか、変動緩和型の国内最大規模の蓄電池設備を備え、災害時には同所の蓄電池設備と地元企業が整備したEV充電スタンドを使い、電力供給するなど、このビジョンを具現化したものとなっています。さらに、風力発電の保守技術の研修施設を併設したメンテナンス拠点が民間事業者により設置されるなど、発電施設だけではなく、各種機能の集積も進んできました。

こうした中、本市において更なる風力発電の導入拡大を進めることが重要であり、風況の良い土地の利活用が必要となります。国立研究開発法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構が作成した風況マップでは、本市内陸部においても風況の良い土地が確認でき、そこには農地も含まれております。そこで「能代市再生可能エネルギービジョン」を見直し、2019年（平成31年）に策定した「能代市次世代エネルギービジョン」において、農業等に再生可能エネルギーを活用した地域振興を掲げ、調和を図りながら、農林業の活性化につながる仕組みを検討することとしています。

こうしたことを踏まえ、地域の関係する人たちが一緒になって考え、風力発電事業との共生及び地域農業の健全な発展を図り、再生可能エネルギーの導入を地域の活性化につなげていくことを本計画の基本方針とします。

2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の住所	備考
須田	能代市須田字上台 144-2 他	詳細は別紙のとおり
比八田 外荒巻 荷八田 朴瀬	比八田字金ヶ沢 1-32 他	詳細は別紙のとおり

3. 2の区域において整備しようとする再生エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
須田	風力発電	約 8,400kW	(仮称) 峰浜風力発電所 25,200kW(4,200kW級×6機)のうち2機
比八田 外荒巻 荷八田 朴瀬	風力発電	約 29,400kW	(仮称) 比八田・朴瀬風力発電所 29,400kW(4,200kW級×7機)

4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林業の健全な発展に資する取り組みに関する事項

2の再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において発電事業を行う者は、売電収入額の一部を拠出し、地域の農林業の健全な発展及び活性化に寄与する事業に活用することとする。

また、活用する事業は、地域、市及び事業者と協議し決定することとし、幅広い農林業振興を通じて地域振興を目指すこととする。

5. 自然環境の保全と調和その他の農山村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域で実施が見込まれる風力発電事業は、総出力が10,000kWを超えることから、環境影響評価法の対象事業(第一種事業)であり、自然環境の保全との調和、景観の保全・歴史的風致の維持及び向上との調和等の配慮すべき重要事項については、専門家、有識者等に意見を伺いながら対応している。

事業者においては、同法に基づき調査・検討を行った環境保全措置及び環境監視を確実に実行するとともに、措置の効果に不確実性のある項目については事後調査を実施し、その結果特に配慮を要する事項が判明した場合には適切な対策を講じるものとする。

6. 農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域の農林業の健全な発展に資する取り組みを行う風力発電設備を37,800kW導入することを目指す。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況(施設整備の進捗状況、稼働状況)を精査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

7. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

設備整備事業者は、再生可能エネルギーの発電事業終了後に、使用した発電設備を必ず撤去しなければならない。また、使用した土地については、速やかに原状回復する義務を負い、原状回復に係る費用を全額負担することとする。但し、土地利用権設定者の帰責事由に基づく土地利用権設定契約の解除の場合

は、この限りでない。

一方、設備整備計画の審査を行う際には、これらの事項に加え、原状回復されないときの損害賠償や土地の賃借期間の中途の契約終了における違約金に関する事項が、土地利用権設定契約書内に記載されていることを確認することとする。

8. その他農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取組の促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページや広報等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金確保またはその見込みがあること、設備整備計画が実施される見込みが確実であること、再生可能エネルギー設備の撤去時の契約を確認することとする。

また、設備整備計画の認定を行う際には、設備整備事業者は実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うことなどの条件を付することとする。

(3) 区域外の関係者との連携

能代市、設備整備事業者(再生可能エネルギー発電事業者)、土地改良区、農業協同組合等の関係者は、能代市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有化を行いつつ、農林業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーの導入に今後も取り組んでいくこととする。

<別紙>

地区	風車No.	種別	土地（能代市）	登記	現況	面積（㎡）
須田	1号機	サイト	須田字上台144-2	田	田	709
須田	1号機	サイト	須田字上台146-2	雑種地	雑種地	24
須田	1号機	サイト	須田字上台147-2	田	田	645
須田	1号機	サイト	須田字上台282	用悪水路	用悪水路	100
須田	2号機	サイト	須田字上台209-3	畑	畑	529
須田	2号機	サイト	須田字上台209-4	畑	畑	599
須田	2号機	サイト	須田字上台210	雑種地	雑種地	4.98
須田	2号機	サイト	須田字上台211-2	畑	畑	665
比八田・外荒巻	1号機	サイト	比八田字金ヶ沢1-32	原野	山林	1,390
比八田・外荒巻	1号機	道路	比八田字金ヶ沢1-32	原野	山林	150
比八田・外荒巻	1号機	道路	外荒巻字サシトリ台14-63	原野	山林	510
比八田・外荒巻	2号機	サイト	外荒巻字サシトリ台14-96	原野	畑	1,845
比八田・外荒巻	2号機	サイト	外荒巻字サシトリ台14-97	原野	山林	415
比八田・外荒巻	2号機	道路	外荒巻字サシトリ台14-101	原野	田	18
比八田・外荒巻	2号機	道路	外荒巻字サシトリ台14-102	原野	田	5.88
比八田・外荒巻	2号機	道路	外荒巻字サシトリ台14-98	原野	田	194
比八田・外荒巻	2号機	道路	外荒巻字サシトリ台14-99	原野	畑	64
比八田・外荒巻	2号機	道路	外荒巻字サシトリ台14-43	原野	原野	178
荷八田・朴瀬	1号機	サイト	荷八田字塞ノ神44-138	原野	田	1,654
荷八田・朴瀬	1号機	サイト	荷八田字石森台157	用悪水路	用悪水路	5.79
荷八田・朴瀬	2号機	サイト	荷八田字大野106-2	田	田	303
荷八田・朴瀬	2号機	サイト	荷八田字大野107-2	田	田	981
荷八田・朴瀬	2号機	サイト	荷八田字大野108-2	田	田	71
荷八田・朴瀬	3号機	サイト	荷八田字大野212-3	畑	畑	187
荷八田・朴瀬	3号機	サイト	荷八田字大野219-2	田	田	1,222
荷八田・朴瀬	3号機	サイト	荷八田字大野220-2	田	田	280
荷八田・朴瀬	3号機	サイト	荷八田字大野335	用悪水路	用悪水路	17
荷八田・朴瀬	3号機	サイト	荷八田字大野336	用悪水路	用悪水路	45
荷八田・朴瀬	4号機	サイト	朴瀬字宇藤台80-2	畑	田	954

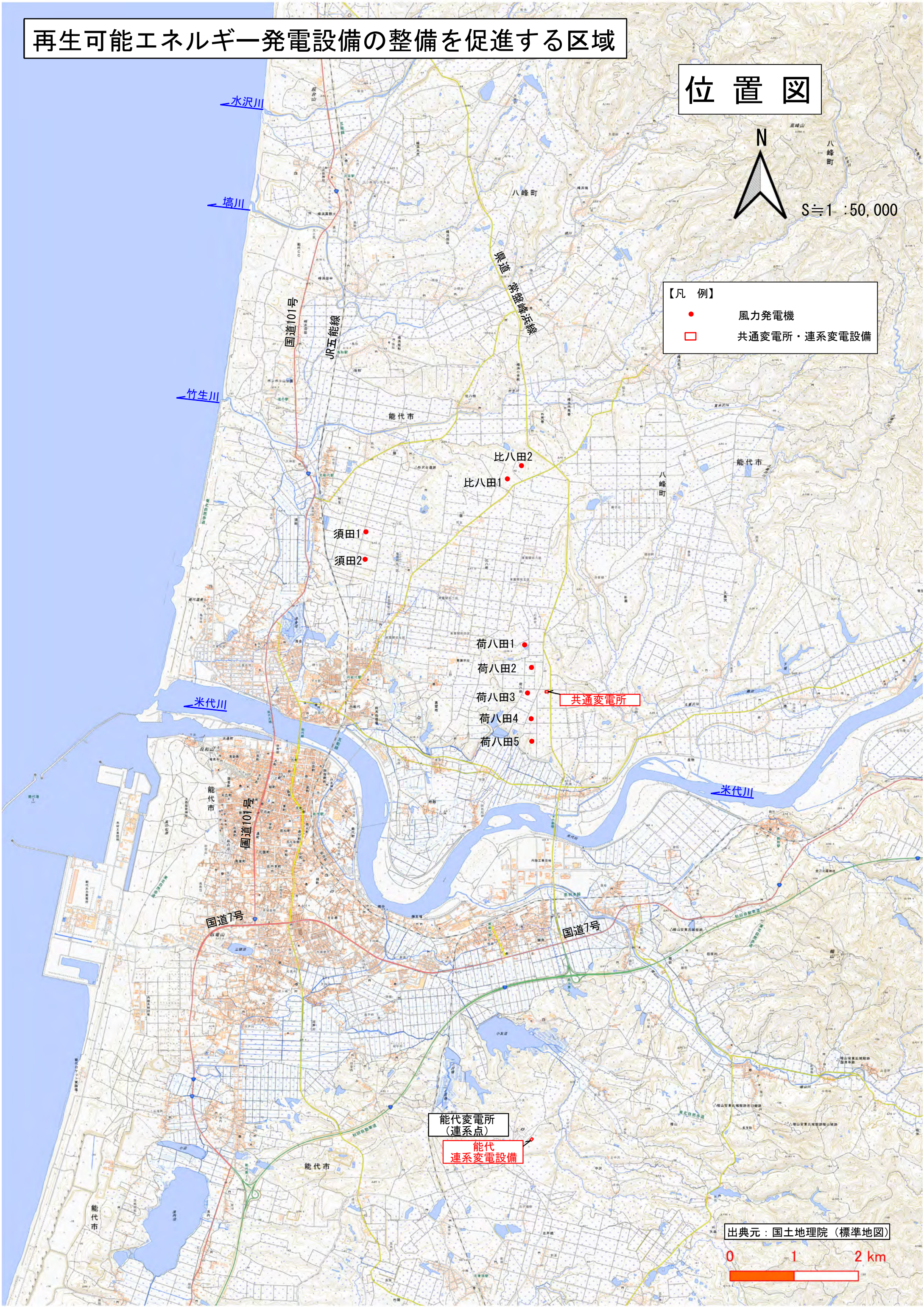
地区	風車No.	種別	土地（能代市）	登記	現況	面積（㎡）
荷八田・朴瀬	4号機	サイト	朴瀬字宇藤台81-2	畑	田	847
荷八田・朴瀬	3号機	サイト	朴瀬字宇藤台347	用悪水路	用悪水路	34
荷八田・朴瀬	5号機	サイト	朴瀬字宇藤台90-3	畑	畑	1,900
荷八田・朴瀬	変電所	変電所	朴瀬字宇藤台190-1	田	田	2,867

再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

位置図



- 【凡例】
- 風力発電機
 - 共通変電所・連系変電設備



能代変電所
(連系点)

能代
連系変電設備

共通変電所

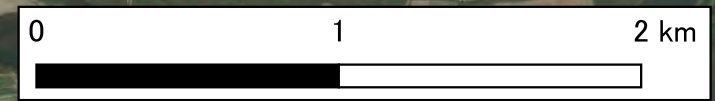
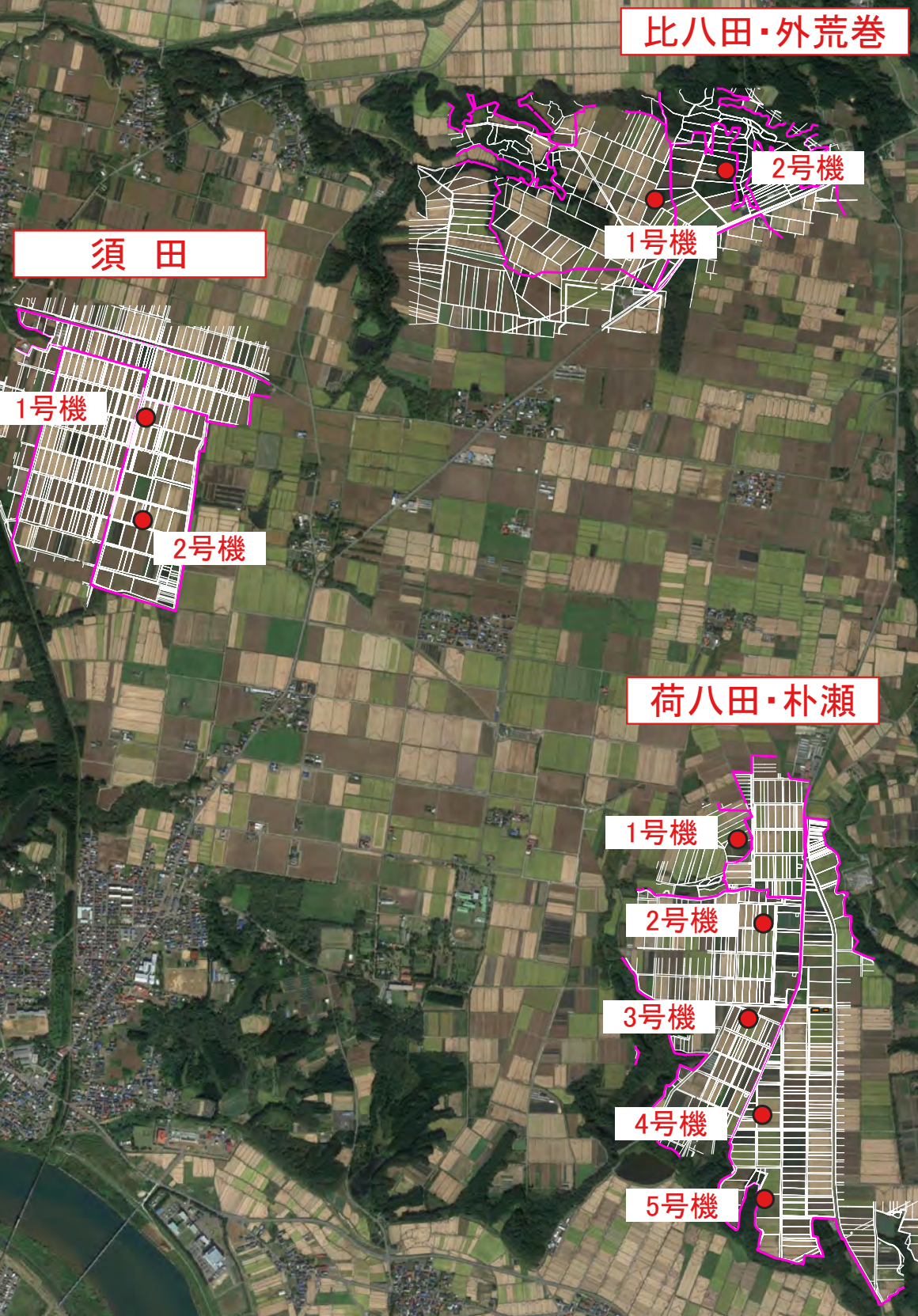
出典元：国土地理院（標準地図）



再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域
計画図



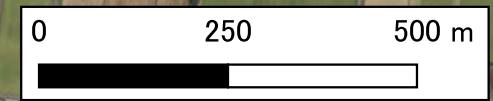
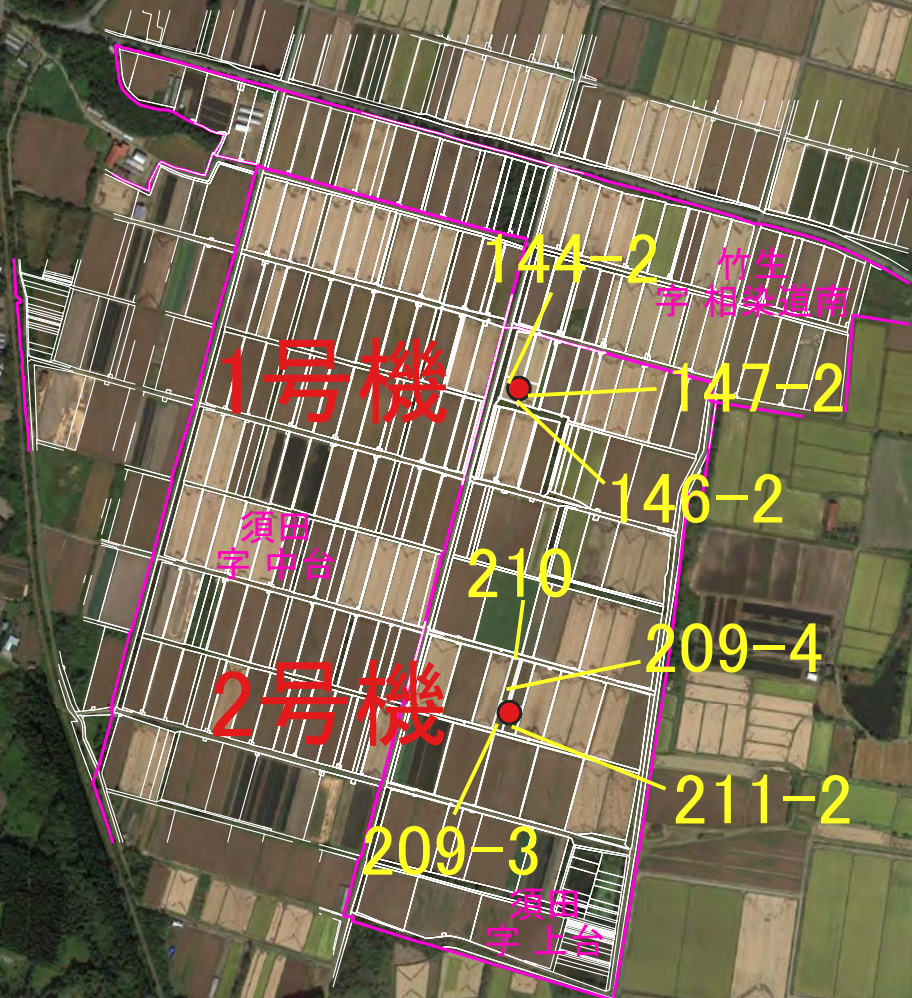
S=1/25,000(A3)



再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域
須田



S=1/10,000(A3)



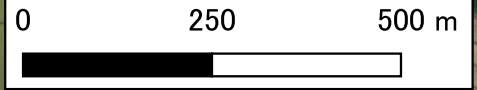
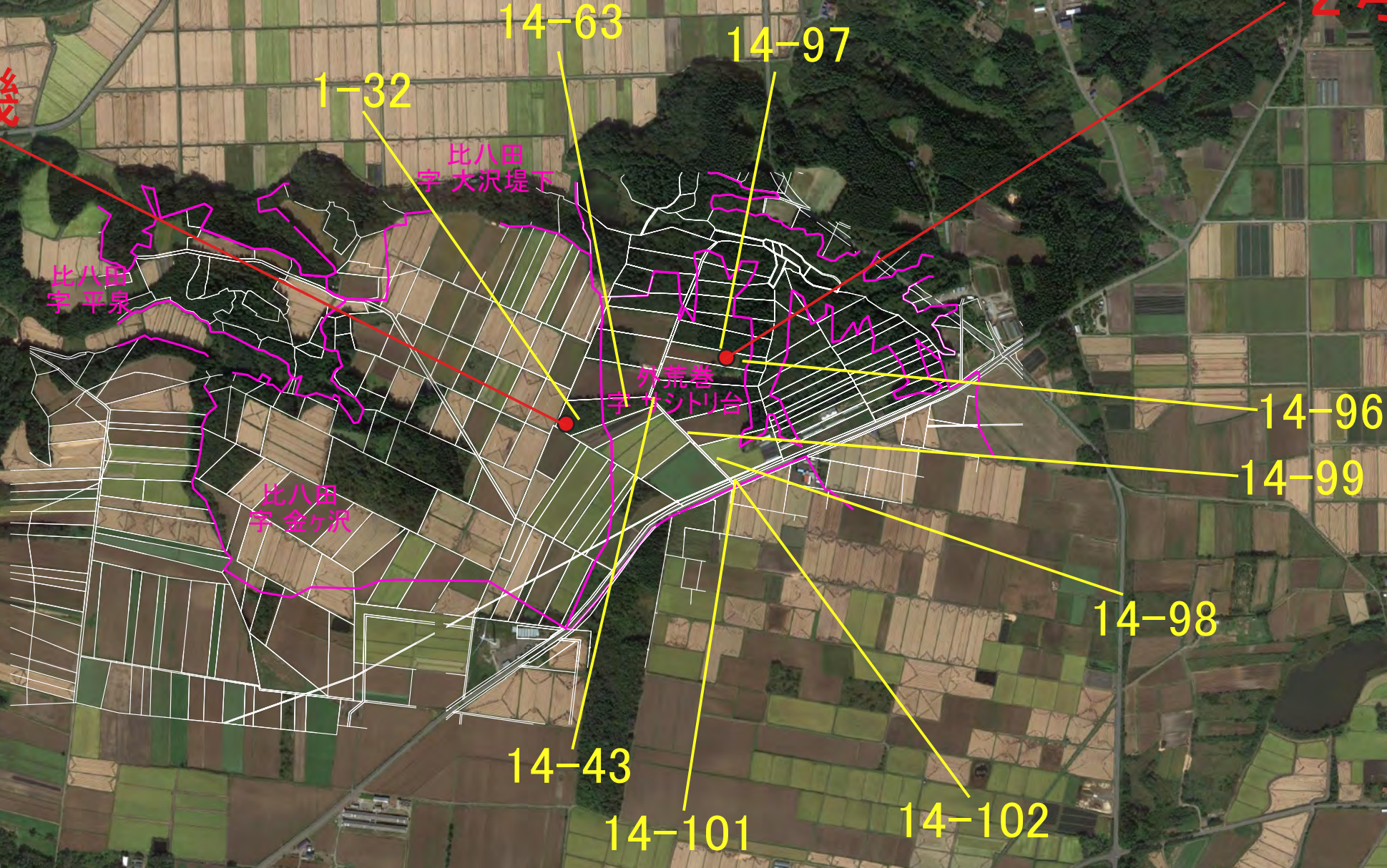
再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域
比八田・外荒巻



S=1/10,000(A3)

1号機

2号機



再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域
荷八田・朴瀬



S=1/10,000(A3)

